

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 議会及び議員の役割と活動の原則(第3条—第7条)

第3章 議会と市民との関係(第8条—第10条)

第4章 議会と行政との関係(第11条—第15条)

第5章 議会の機能強化(第16条—第20条)

第6章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬(第21条—第23条)

第7章 政務活動費(第24条)

第8章 最高規範性(第25条)

第9章 議会改革の推進等(第26条・第27条)

附則

議会の議員と市長は、ともに市民の負託を受ける直接選挙によって選ばれた二元代表制の一員である。

また、議会は議員によって審議し、及び議決する議事機関として、市長は行政執行機関の代表として、それぞれ自らの責任と判断で使命を遂行し、切磋琢磨しながら市民の幸せと市政発展に尽くす責務を有している。

すなわち、二元代表制の一翼を担う議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について監視及び評価を行い、市政を方向づける市民の意思決定機関でなければならない。

地方分権時代のいま、豊かな市民生活を築くために地域の特性に合わせた市政の実現が求められており、市民の意思を反映する議会の役割がますます重要となっていることから、議会は市政を担う合議制機関であることを自覚し、議論を尽くし、自らの創意と工夫によって市民との協調の下、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの推進に

向けて不断の努力を重ねていかなければならない。

よって、議会が公正性かつ透明性を確保することにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する信頼される議会を目指し、ここに、議会と市民及び市長等との関係等に関する基本的事項を明らかにし、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

### 【解説】

能美市議会の議会改革について不退転の決意を条例により示したものであり、その実現のための最高規範として本条例を制定することを宣言したものであります。

「前文」：「前文」は、法令の題名（目次があるときは、目次）の次に置かれ、その法令の制定の趣旨、目的、基本原則等を述べるものです。その法令の制定の理念を強調する必要がある場合に置かれることが多く、特に「基本法」に見られます。

「二元代表制」：地方公共団体の執行機関としての市長と、議決機関としての議会の議員を、ともに市民の直接選挙で選ぶことにより、それぞれが市民の代表機関としてその権限を担い、相互の均衡と調和を図る組織原理であります。日本国憲法第93条第2項の規定を受けたものであります。

※執行機関(市長等)＝市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

それぞれの執行機関が独立した権限を持ち、一つの機関への権限集中を避けることにより、民主的な行政が行われるシステムとなっています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制の一翼を担う議会が合議制機関の特性を活かし、責任を持って最良の意思決定を行えるよう議会及び議員の活動の原則等を定めることにより、市民との信頼関係の下、活力あるまちづくりの推進及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

**議会運営の基本は、市民とともに歩む活力ある市政の実現に向けて、市民の代表であることを常に自覚し、積極果敢な議論を重ねることにあります。ここでは、市民に信頼される議会を目指すための基本的な目的を定めています。**

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する個人及び法人をいう。
- (2) 議会 能美市議会をいう。
- (3) 議長 議会の議長をいう。
- (4) 議員 議会の議員をいう。
- (5) 市長 能美市長をいう。

**この条例で使用する用語の定義を定めています。**

## 第2章 議会及び議員の役割と活動の原則

### (議会の役割と活動の原則)

第3条 議会は、その活動に関する情報公開を積極的に推進するとともに、公正性かつ透明性を確保し、市民に信頼される分かりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

- 2 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、これを市政に反映させるため、自らの議決及び議会運営に対する説明責任を認識し、市民とともにまちづくりに取り組むものとする。
- 3 議会は、二元代表制の下、市長等の事務執行について監視及び評価を行うとともに、建設的な政策立案及び議案の提出権を通じて市民の福祉の向上及び市政の発展に取り組むものとする。

- 1 市民に信頼される分かりやすい議会運営のためには、公正性、透明性の確保が必要であり、政策の論点、争点を明確にするため、積極的な情報公開に取り組むことを定めています。
- 2 市民を代表する議会は、市政の発展につなげるために市民の多様な意見を把握し説明責任をもって市民に答えることを定めています。
- 3 議会は、執行機関に対する監視機能を活かし、市民の意見を反映した市政が行われているか検証するとともに政策立案等に努めることを定めています。  
議案の提出権とは、議員や委員会が調査機能を発揮して市民福祉の向上に寄与する計画や事業を考え、議案として提出できる権限です。

(議長の役割と活動の原則)

第4条 議長は、議会を代表し、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会事務を統理し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

- 2 議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとする。

地方自治法に定められている議長に関する規定のほか、能美市議会における議長の役割を明確にしたものです。

(議員の役割と活動の原則)

第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議会活動においては議員相互間で議論を尽くし、最善の合意形成に努めるものとする。

2 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見や要望を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽に努め、政策的議論を通じて市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

**1 議会が、合議制の議事機関の役割を果たし、市民の意見を集約する立場にあることを理解し、議員間の政策討議を深め最善の政策決定につなげるよう努力することを定めています。**

**2 市民にふさわしいパートナーとして、市民の声に耳を傾け、常に議員の資質向上に努めることを定めています。**

**3 市民を代表する立場から、市政全般について市民の負託に応えるために活動することを定めています。**

(会派の活動の原則)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、政策の立案、決定又は提案を行うための調査及び研究に努めるものとする。

4 会派は、議員活動を円滑に行うため、必要に応じその会議を開催し、意見調整を行うとともに、会派間の調整を行い、合意形成に努めるものとする。

**共通理念を持った議員の集団を会派と規定し、会派として、政策立案又は提案を行うための調査・研究に努めることを定めています。**

(危機管理の原則)

第7条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るため、市長等と協力し、災害等の発生時に総合的かつ機能的な活動が図られるよう危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、災害等の不測の事態が発生し、又はそのおそれがあるときは、必要に応じ、議員による協議又は調整を行うための会議を開催する。

3 議会は、災害等の不測の事態が発生したときは、市長等と連携し、その状況を調査し、市民の意見等を的確に把握するとともに、必要に応じ、市長等に対し提言又は提案を行う。

4 議員は、災害対策、人命救助等に関わる各種講習会等に参加することにより、積極的に知識及び技能の習得に努めるものとする。

**災害時における議会の役割と議員の活動を定めることにより、市民生活の安定維持を目指すものです。**

**1 災害の被災状況に的確かつ迅速に対処するため、執行部局と協議調整を諮り危機管理体制を整えておくことを定めています。**

**2 市の災害対策本部が設置された場合には、議長を中心に能美市議会災害対策支援本部を設置し、対応策を協議検討することを定めています。**

**3 能美市議会災害対策支援本部では、的確な災害状況の把握と分析に努め、必要に応じて執行部局に提言を行うことを定めています。**

### 第3章 議会と市民との関係

(議会活動の公開)

第8条 議会は、本会議のほか、委員会を原則として公開とする。

2 議会は、市民に対して議会活動に関する情報公開を積極的に推進し、市民の信頼度を高めるとともに、十分な説明責任を果たさなければならない。

議会活動の情報発信、本会議や委員会等の原則公開、市民に開かれた活発な議会運営の原則を定めています。

(市民の議会活動への参画)

第9条 議会は、市民との意見交換の場を設けるほか、その活動に参画する機会を確保し、市民の意思を議会活動に反映するよう努めるものとする。

2 議会は、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用を努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情の審査においては、必要に応じて提案者の意見を聞く機会を設けることができる。

市民の代表者として、市民との意見交換の場を積極的に持つなど、議会への市民参加と市民との連携のあり方を定めています。

「公聴会制度」：公の機関が予算やその他重要な議案等について判断し、又は決定する場合に広く利害関係者又は学識経験者等の意見を聴き、その参考にするために設けられた制度のことです。

「参考人制度」：議会が本会議又は委員会において地方公共団体の事務に関する調査又は審査のために必要があると認めるときに参考人の出頭を求め、本会議または委員会に出頭して意見を述べる制度のことです。

「請願」：憲法第16条に規定された権利であり、国民を始め、広く人々が、国又は地方公共団体等の公の機関に対し、それぞれ所管する事項に関し、要望を述べることを言います。なお、請願の提出には一人以上の紹介議員が必要です。

「陳情」：国又は地方公共団体等の公の機関に対し、一定の事項に関して利害関係のある者がその実情を訴えて相当の措置を要望する事実上の行為のことを言います。なお、陳情の提出には議員の紹介は必要ありません。

(広報機能の充実)

第10条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう努めるものとする。

**審議の内容・経過を含め、議会活動全般にわたっての情報を市民にわかりやすく周知するよう努めなければならないことを定めています。また、インターネット等を始めとする情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段を活用することにより、更に多くの市民が議会や市政に対して関心を持っていただけるように広報活動に努めることを定めています。**

#### 第4章 議会と行政との関係

(議会と市長等との関係)

第11条 議会と市長等との関係は、次に掲げるところにより、常に適切な緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 議会の会議における一般質問では、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答式で行うことができる。
- (2) 市長等は、議会の会議又は委員会において、議長又は委員長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための質問をすることができる。

- 1 一般質問に当たって市民に論点を理解していただくために、一括質問のほか、一問一答方式でも行うことができることを定めています。**
- 2 市長等は、議員の質問等に対し、その論点を明確にするため質問ができることとし、互いに議論ができる環境をつくることを定めています。**



(議会審議における論点情報の形成)

第12条 議会は、市長等が実施しようとする重要な政策、計画、施策及び事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景及び提案に至るまでの経緯
- (2) 政策等の形成過程における市民参加の有無及びその内容
- (3) 他の自治体の類似政策との比較検討の有無及びその内容
- (4) 能美市総合計画との整合性
- (5) 政策等の実施に係る関係法令及び条例との整合性
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

**市長が政策を提案する場合、議会が7項目の条件を示すように求めることにより、政策の公正・透明性を確保し、議会審議での論点を明確にするとともに、政策水準の向上をめざすものです。**

(予算及び決算における政策説明資料の作成の要請)

第13条 議会は、市長が予算及び決算を議会に提出する際は、前条の規定の例により施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を市長に求めることができる。

**予算、決算の審査においても、市長に、第12条の規定に準じ、説明資料の作成と提示を求めることを定めています。**

(議員の文書での質問)

第14条 議員は、議長を経由して市長等に対して文書での質問を行うことができる。

この場合において、市長等は、議長を通じて文書による回答を行うものとする。

**議会から提出された文書質問には、市長等は文書にて回答することを定めています。**

(議決事件の拡大)

第15条 議会は、その意思決定及び監視の機能の向上を図るとともに、市長等が提案する重要な政策について市民に開かれた議論を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するよう努めるものとする。

**地方自治法では、法律により必ず議決しなければならない事項以外のものについても、条例で定めることにより、議決事項とすることができると規定されています。**  
**平成23年5月の地方自治法の改正で、基本構想が法律による議決事項から外されたため、それに併せて条例に規定しています。その他議会が必要と認めたものとは、市の重要な計画などが想定されます。**

## 第5章 議会の機能強化

(専門的知見の活用)

第16条 議会は、法第100条の2の規定により議案の審査及び市政の課題に関する調査のため、必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を設けることができる。

**議案の審査や執行機関が実施する事務の調査には、高度かつ専門性の高い調査機関を設け、審議することができることを定めています。**

(委員会の適切な運営)

第17条 委員会は、広範多岐にわたる市政の課題をその専門性と特性を活かし、合理的かつ能率的に調査し、及び審査するよう努めなければならない。

2 委員会は、政策の論点又は争点が明らかになるよう議論を深めるものとする。

- 1 議会運営委員会、常任委員会、特別委員会では、多様化する市政の課題を合理的・能率的に調査審議するため、それぞれの専門性を活かした委員会運営に努めることを定めています。
- 2 市民への説明責任を果たすため、分かりやすい議論を尽くすことを定めています。

(議員研修の充実強化)

第18条 議会は、議員の資質向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化にあたり、広く各分野の学識経験を有する者及び市民等を含めたものを開催するものとする。

- 1 市民の代表機関として責務が果たせるよう議員資質の向上を図るため、議員研修に工夫を凝らし実践することを定めています。
- 2 議員研修は各分野の専門家や市民の意見を求める研修会を積極的に開催することを定めています。

(議会図書の適正管理)

第19条 議会は、その調査活動に資するための各種資料その他の刊行物の適正な管理を図り、機能の充実に努めるものとする。

2 前項に掲げる各種資料その他の刊行物は、一般の利用に供することができる。

- 1 議会の調査活動に必要な各種資料や刊行物は図書コーナーを設け、常時利用できるよう適正な管理運営と内容の充実に努めることを定めています。
- 2 図書コーナーは、一般市民も利活用できることを定めています。

(議会事務局の機能の強化)

第20条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、その活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制執務能力の充実を図るものとする。

**地方自治法の規定により設置されている議会事務局の役割を定めています。本条例の目的を遂行するためにも、議会事務局の機能強化は重要であり、そのための体制の整備に努めることを定めています。また、議会事務局職員は議員と共に、専門的知識及び経験を有する者の活用や研修などを通じて議会改革に取り組むことを示しています。**

## 第6章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

(議員の政治倫理)

第21条 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによる。

2 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として公正、誠実及び清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならない。

- 1 議員倫理については、別に条例を定めています。**
- 2 議員は、市民全体の代表として、高い倫理観を持って市民の負託に応えるよう行動することが求められており、条例で定める事項を遵守することを定めています。**

(議員の定数)

第22条 議員定数に関しては、別に条例の定めるところによる。

- 2 議員の定数の改正に当たっては、市政の現状と課題、人口、面積、市の将来計画及び行財政改革の視点等を十分に考慮し、市民の意見を参考にするものとする。
- 3 議員の定数に係る条例の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

- 1 議員定数については、別に条例を定めています。
- 2 議員定数は、本条例の趣旨を踏まえ、多角的な分析結果を基に、本市の実態にふさわしい定数を検討しなければならないとしています。
- 3 定数の改正は、市民への説明責任を果たすためにも、議員が提案できることを定めています。

(議員の議員報酬)

第23条 議員報酬に関しては、別に条例の定めるところによる。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、委員会又は議員が提出する場合は、市民の意見を参考にするものとする。
- 3 議員報酬の条例の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

- 1 議員報酬については、別に条例を定めています。
- 2 議員報酬は、市民の客観的な意見を参考に決定することを定めています。
- 3 定数の改正と同様、議員が提案できることを定めています。

## 第7章 政務活動費

第24条 政務活動費に関しては、別に条例の定めるところによる。

- 2 議員は、市政の調査研究その他市民福祉の増進に資するために交付を受けた政務活動費に関し、その執行及び証拠書類の作成及び保管は、厳格を期するものとする。

- 1 政務活動費については、別に条例を定めています。
- 2 政務活動費とは、議員の市政に関する調査研究及びその他の活動に必要な経費の一部が市から交付されるものです。用途の透明性を図り、市民への説明責任を果たし、議会に対する市民の信頼を得るため、収支報告書の作成、保管は厳格に行うことを定めています。

## 第8章 最高規範性

第25条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例又は規則を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の趣旨を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

**議会基本条例は、能美市議会の最高規範であることを掲げています。議会関係条例あるいは規則の解釈運用については、他の条例に特定の規程がない限り、基本条例の趣旨目的に沿うようでなければならないと定めています。**

## 第9章 議会改革の推進等

(議会改革の推進)

第26条 議会は、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、市民の議会への関心が高まるよう常に議会改革の推進と議会運営に取り組まなければならない。

**議会は、継続的な議会改革を実施し、今後の社会変化や将来の市政の課題に対応するため、議会改革を引き続き推進していくことを定めています。**

(検証及び見直し)

第27条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

**議会は、この条例の規定が守られ、目的が達成されているか検証し、常に市民の意思、社会情勢状況が反映されるよう必要な措置を講ずることを定めています。**

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。